

浅口市空き家家財等処分支援事業補助金交付要綱

令和8年3月31日

告示第54号

(趣旨)

第1条 市長は、市内に所存する空き家の流動化及び利活用を促進するため、家財等の処分等を行う者に対し、予算の範囲内において浅口市空き家家財等処分支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、浅口市補助金等交付規則(平成18年浅口市規則第48号)に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示で、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 家財等 空き家内(住宅以外の附属建物は除く。)に残置された状態の電化製品、家具、食器、寝具その他生活に供する物品で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する一般廃棄物をいう。ただし、特定家庭用機器再商品化法施行令(平成10年政令第378号)第1条に規定する機械器具を除く。
- (2) 一般廃棄物処理業者 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項又は第6項の規定により浅口市長の許可を受けた者をいう。

(補助対象空き家)

第3条 補助金の交付の対象となる空き家(以下「補助対象空き家」という。)は、浅口市空き家情報バンク(以下「空き家バンク」という。)に登録し、第9条の交付の決定を受けた日から起算して3年以上継続し、空き家バンクに登録するものとする。(成約があった場合を除く。)

- 2 空き家バンクを通じて売買契約又は賃貸借契約を締結しているが、所有権移転日又は建物の引き渡し日が申請日以降の空き家は、補助対象空き家を含むものとする。
- 3 一の敷地内に存する2以上の空家等は、一の空家等とみなす。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、前条に規定する補助対象空き家について、一般廃棄物処理業者が家財等の処分及び搬出を行い、第9条の規定による補助金の交付決定後に処分・搬出契約を締結し、当該決定のあった年度の2月末日までに実績報告が可能なものとする。

(補助対象事業者)

第5条 補助金の交付決定を受け、補助事業を行う者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する者とする。

- (1) 第8条の申請の日において、補助対象空き家の所有権を有する個人若しくは法定相続人又は家財道具を処分する権限を有する者であること。
- (2) 市税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料(以下「市税等」という。)の滞納がないこと。
- (3) 浅口市暴力団排除条例(平成23年浅口市条例第25号)に規定する暴力団員又は暴力団員等でないこと。
- (4) 3親等以内の親族間における空き家の売買契約又は賃貸借契約でないこと。
- (5) 当該補助対象空き家について、この告示による補助金の交付を受けたことがないこと。

(補助対象経費)

第6条 補助対象となる経費は、一般廃棄物処理業者に委託して実施した家財等の処分及び搬出に要した経費(取引に係る消費税額及び地方消費税の額を含む。以下「補助対象経費」という。)とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額とし、15万円を上限とする。

2 前項により算出した額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、補助対象事業の着手前に浅口市空き家家財等処分支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 補助事業に係る見積書及び内訳書の写し
- (2) 処分等を行う家財等の現況写真(撮影日が確認できるもの)
- (3) 処分等を行う家財等の場所が分かる間取り図
- (4) 誓約書
- (5) 市税等に係る納税証明書(完納証明書)
- (6) 申請者の住民票
- (7) 売買又は賃貸に係る媒介契約書の写し
- (8) 空き家の登記事項証明書
- (9) 申請日現在において、売買契約を締結している場合は、所有権移転日が申請日以降であることが分かる売買契約書の写し
- (10) 申請日現在において、賃貸借契約を締結している場合は、建物の引渡し日が申請日以降であることが分かる賃貸借契約書の写し

(11) 承諾書(法定相続人等の場合のみ)

(12) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査の上、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、浅口市空き家家財等処分支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(変更申請等)

第10条 補助事業者は、交付の決定を受けた補助事業の内容を変更しようとするときは、浅口市空き家家財等処分支援事業補助金変更交付申請書(様式第3号)に第8条各号に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添えて、市長に提出しなければならない。ただし、補助金の交付決定額に変更を生じない軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による変更の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、変更すべきものと認めたときは、浅口市空き家家財等処分支援事業補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により、補助事業者に通知するものとする。

(休止又は廃止の届出)

第11条 補助事業者は、交付の決定を受けた補助事業を休止し、又は廃止しようとするときは、浅口市空き家家財等処分支援事業補助金事業休止(廃止)届(様式第5号)を遅滞なく市長に提出するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、その完了した日から起算して20日以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月末のいずれか早い日までに、浅口市空き家家財等処分支援事業補助金実績報告書(様式第6号)に、次に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業に係る領収書・請求明細書の写し

(2) 家財等の処分・搬出契約書(又は注文書及び請書)の写し

(3) 実施した部分の処分前及び処分完了後の写真(撮影日の確認できるもの)

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて実地に調査し、その報告に係る補助事業の成果が交付の決定を受けた内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、浅口市空き家家財等処分支援事業補助金確定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第14条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助金を支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、浅口市空き家家財等処分支援事業補助金請求書(様式第8号)により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、補助対象者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を一定の期間を設けて命ずることができる。ただし、特別の事情があると市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) この告示に定める補助金の交付要件を欠くに至ったとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の決定を受けたとき。

(3) 正当な理由なく、補助対象空き家の空き家バンクへの登録を取り消したとき。

(4) その他市長が特に必要と認めるとき。

(交付の制限)

第16条 この告示による補助金の交付は、同一の補助対象空き家につき、1回のみ行うことができるものとする。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(告示の失効)

2 この告示は、令和10年度の補助金の支給手続の終了の日をもって、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付を受けた者に対する第15条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

浅口市空き家家財等処分支援事業補助金交付申請書

第 号
年 月 日

浅口市長 様

(申請者)住 所
(ふりがな)
氏 名
電話番号

浅口市空き家家財等処分支援事業補助金の交付を受けたいので、浅口市空き家家財等処分支援事業補助金交付要綱8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 空き家の概要

補助事業の対象となる空き家	所在地	浅口市
	所有者	
	空き家情報バンクの登録区分	<input type="checkbox"/> 申請予定(申請予定日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 申請手続中 <input type="checkbox"/> 登録済(登録日 年 月 日)
総事業費	円	
補助対象経費	円	
補助金申請額	円	
補助事業の着手及び完了年月日(予定)	着手	年 月 日
	完了	年 月 日

2 関係書類

- (1) 補助事業に係る見積書及び処分内訳書の写し
- (2) 処分等を行う家財等の現況写真(撮影日の確認できるもの)
- (3) 処分等を行う家財等の場所が分かる間取り図
- (4) 誓約書
- (5) 市税等に係る納税証明書(完納証明書)
- (6) 申請者の住民票
- (7) 売買又は賃貸に係る媒介契約書の写し
- (8) 空き家の登記事項証明書
- (9) 申請日現在において、売買契約を締結している場合は、所有権移転日が申請日以降であることが分かる売買契約書の写し
- (10) 申請日現在において、賃貸借契約を締結している場合は、建物の引渡し日が申請日以降であることが分かる賃貸借契約書の写し
- (11) 承諾書(法定相続人等の場合のみ)
- (12) その他市長が必要と認める書類

誓約書

浅口市長 様

申請者

住所

氏名

浅口市空き家情報バンクに、補助金交付決定日から3年以上継続して登録すること。
浅口市空き家家財等処分支援事業補助金の交付申請に当たり、次の事項について誓約します。

記

- (1) 浅口市空き家情報バンクに、補助金交付決定日から3年以上継続して登録すること。(成約があった場合を除く。)
- (2) 市が本申請において審査する際に必要な事項等について調査することに承諾すること。
- (3) 補助対象空き家の家財等処分にかかる紛争等が生じた場合、責任を持って解決し、市に対して一切の損害を与えないこと。
- (4) 浅口市暴力団排除条例(平成23年浅口市条例第25号)に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。
- (5) 浅口市空き家家財等処分支援事業補助金交付要綱第15条各号のいずれかに該当することになった場合は、返還命令に従い、既に交付された補助金を返還すること。

浅口市空き家家財等処分支援事業補助金交付決定通知書

様

浅口市長

印

年 月 日付けで申請のあった浅口市空き家家財等処分支援事業補助金について、次のとおり交付することとしたので、浅口市空き家家財等処分支援事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付に際しての条件等
 - (1) 補助対象事業者は、年 月 日までに補助事業を完了しなければならない。
 - (2) 補助対象事業者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。
 - イ 補助事業を中止しようとするとき。
 - (3) 補助対象事業者は、補助事業が上記(1)の日までに完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、その理由その他必要な事項を市長に報告するとともに、その指示を受けなければならない。
 - (4) 補助対象事業者は、補助事業の遂行の状況に関し市長から報告を求められた場合は、市長にその状況を報告しなければならない。
 - (5) 補助対象事業者は、補助事業が完了した日から起算して20日以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、実績報告書に関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。

浅口市空き家家財等処分支援事業補助金変更交付申請書

浅口市長 様

申請者

住所

ふりがな

氏名

連絡先 ()

年 月 日付け、浅口市指令 第 号で交付決定のあった浅口市空き家家財等処分支援事業補助金について、次のとおり変更したいので、浅口市空き家家財等処分支援事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更後の交付申請額 円 (増減 円)

3 既交付決定額 円

4 変更の内容

5 関係書類

- (1) 変更内容が確認できる書類(見積書、設計図、撮影日の確認できる現況写真等)
- (2) その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

浅口市空き家家財等処分支援事業補助金変更交付決定通知書

様

浅口市長

印

年 月 日付けで変更の申請があった浅口市空き家家財等処分支援事業補助金について、次のとおり変更することに決定したので、浅口市空き家家財等処分支援事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

1 変更後の交付金の額 _____ 円

(変更前の交付決定額 _____ 円)
年 月 日付け 第 号

2 交付に際しての条件等

- (1) 補助対象事業者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。
 - イ 補助事業を中止しようとするとき。
- (2) 補助対象事業者は、補助事業が市長が指定した日までに完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、その理由その他必要な事項を市長に報告するとともに、その指示を受けなければならない。
- (3) 補助対象事業者は、補助事業の遂行の状況に関し市長から報告を求められた場合は、市長にその状況を報告しなければならない。

様式第5号(第11条関係)

第 号
年 月 日

浅口市長 様

申請者
住所
ふりがな
氏名

電話() —

浅口市空き家等処分支援事業補助金事業休止(廃止)届

年 月 日付け浅口市指令 第 号で交付決定を受けた浅口市空き家等処分支援事業補助金について、次のとおり休止(廃止)したいので届け出ます。

記

1 空き家等の所在地	浅口市
2 休止(廃止)の理由	

浅口市空き家家財等処分支援事業補助金実績報告書

浅口市長 様

申請者

住所

氏名

連絡先 ()

年 月 日付け浅口市指令 第 号で交付決定通知のあつた浅口市空き家家財等処分支援事業補助金について、その事業を完了したので、浅口市空き家家財等処分支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 補助対象事業費

総事業費	補助対象経費 (a)	補助率 (b)	助成金額 (a) × (b)
円	円	1 / 2	円 (上限 円)

2 関係書類

- (1) 補助事業に係る領収書・請求明細書の写し
- (2) 家財等の処分・搬出契約書(又は注文書及び請書)の写し
- (3) 実施した部分の処分前及び処分完了後の写真(撮影日の確認できるもの)
- (4) その他市長が必要とする書類

様式第7号(第13条関係)

第 号
年 月 日

浅口市空き家家財等処分支援事業補助金確定通知書

様

浅口市長

印

年 月 日付け浅口市指令 第 号で交付を決定した浅口市空き
家家財等処分支援事業補助金について、次のとおり補助金の額を確定したので、浅口市
空き家家財等処分支援事業補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

記

1 交 付 額

円

種別	交付額	交付先住所	管区

浅口市空き家家財等処分支援事業補助金交付請求書

浅口市長 様

請求者
住所
氏名

年 月 日付け浅口市指令 第 号で確定通知のあった浅口市空き家家財等処分支援事業補助金について、下記金額を交付されたく請求します。

請求金額

--	--	--	--	--	--

円

なお、上記については下記口座に振り込んでください
(振込先)

金融機関名	銀行・農協・信用()	店
預金種別	(普通・当座)	
口座番号		
口座名義人 ふりがな 氏 名		

※ 口座名義人は申請者(請求者)と同一であること

